

兵庫県公報

平成30年4月1日 日曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 会計管理者の権限に属する事務の一部委任（会計課）	1
○ 会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任（同）	1

告 示

兵庫県告示第375号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、兵庫県流域下水道事業に係る会計管理者の権限に属する事務の一部の委任を受けた出納員及び委任を受けた事務は、次のとおりである。

平成30年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

委任を受けた出納員	委任を受けた事務
県土整備部県土企画局総務課 出納員 阪神南県民センター出納員 東播磨県民局出納員 北播磨県民局出納員 中播磨県民センター出納員	当該部、県民局及び県民センターにおける現金（現金に代えて納付される証券を含む。）及び有価証券の出納及び保管をすること。

兵庫県告示第375号の3

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、会計管理者から兵庫県流域下水道事業に係るその権限に属する事務の一部の委任を受けた出納員から、さらに委任を受けた分任出納員及び委任を受けた事務は、次のとおりである。

平成30年4月1日

兵庫県知事 井戸敏三

委任を受けた出納員	再委任を受けた分任出納員	再委任を受けた事務
阪神南県民センター 出納員	西宮土木事務所分任 出納員	当該事務所における現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の収納及び保管をすること。